

# 被扶養者を申請するときの添付書類

【凡例】◎は必ず添付 ○●はそれぞれのケースに応じて添付してください

| 続柄            | 同居の時   | 別居の時  |
|---------------|--|---|
| 配偶者<br>(妻又は夫) | <p>◎世帯全員の「住民票」(写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○雇用(失業)保険受給終了後の認定申請の場合<br/>・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付終了」のページの写し 又は 雇用(失業)保険受給手続きに伴う、認定申請の場合は、次の誓約書と必要書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●雇用(失業)保険受給までの制限期間内の認定申請の場合<br/>・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付制限期間」が表示されているページの写し と「誓約書(A-12)」</li> <li>●雇用(失業)保険受給を延長し、受給開始まで認定申請の場合<br/>・「雇用(失業)保険受給者資格証」の「給付制限期間の延長」が表示されているページの写し と「誓約書(A-13)」</li> <li>●雇用(失業)保険受給放棄(受給しない)の認定申請の場合<br/>・「離職票」又は「雇用(失業)保険受給資格者証」の写しと「誓約書(A-14)」</li> </ul> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> |   |
| 子             | <p>○世帯全員の「住民票」(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)<br/>また、出生児は出生を証明する書類でも可 (いずれも写し可)</p> <p>○18歳以上のお子様で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学生の場合(高校生は除く)「住民票」(続柄の省略されているものは不可)と「在学証明書」(いずれも写し可)</li> <li>●無職の場合は「住民票」(続柄の省略されているものは不可)・「所得又は課税(非課税)証明書」(いずれも写し可)と「生活維持実態調べ」</li> </ul> <p>※「学生証」又は「学生手帳」等の写しは不可能です。<br/>※18歳未満のお子様は、「住民票」のみの添付です。<br/>※一旦就職され、退職された場合は、続柄を「配偶者」の欄を適用して必要書類を添付してください。</p>  |   |
| 続柄            | 同居の時   | 別居の時  |
| 父母・祖父母        | <p>◎世帯全員の「住民票」(写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、<br/>なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> <p>◎「生活維持実態調べ」<br/>(お一人の申請でも父母又は祖父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p>  | <p>◎世帯全員の「住民票」及び戸籍謄本(いずれも写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、<br/>なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> <p>◎仕送りの事実が確認できる書類<br/>「現金書留郵便引受票」又は「銀行振込確認書」の写し。<br/>(過去6ヶ月分必要です。)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」<br/>(お一人の申請でも父母又は祖父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p> |

| 続柄    | 同居の時  | 別居の時  |
|-------|---|---|
| 弟・妹   | <p>◎世帯全員の「住民票」(写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」<br/>(市区町村役所等で発行)</p> <p>○18歳以上で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学生の場合(高校生は除く)「住民票」と「在学証明書」</li> <li>●無職の場合は「住民票」・「所得証明(又は非課税証明書)」と「生活維持実態調べ」又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</li> </ul> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> | <p>◎世帯全員の「住民票」及び戸籍謄本(いずれも写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>◎「生活維持実態調べ」</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」<br/>(市区町村役所等で発行)</p> <p>○18歳以上で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学生の場合(高校生は除く)「住民票」と「在学証明書」</li> <li>●無職の場合は「住民票」・「所得証明(又は非課税証明書)」と「生活維持実態調べ」又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</li> </ul> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> <p>◎仕送りの事実が確認できる書類<br/>「現金書留郵便引受票」又は「銀行振込確認書」の写し。<br/>(過去6ヶ月分必要です。)</p> |
| 義父母など | <p>◎世帯全員の「住民票」(写し可)<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの、続柄の省略されているものは不可)</p> <p>○年金受給者は、直近の「年金振込通知書」の写し、<br/>なお、新規に年金申請受給された場合は「年金証書」の写し。</p> <p>◎前年度の「所得又は課税(非課税)証明書」(市区町村役所等で発行)又は「源泉徴収票」(いずれも写し可)</p> <p><b>※収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。</b></p> <p>◎「生活維持実態調べ」<br/>(お一人の申請でも義父母、両者の「生活維持実態調べ」が必要)</p> <p>◎「戸籍謄本」の写し<br/>(被保険者との続柄が確認できるもの)</p>        |   |

- 注：
- 収入がない場合でも「所得又は課税(非課税)証明書」が必要です。
  - 「所得証明書」は市区町村の役場等で交付を受けてください。
  - 「誓約書」は3種類(A-12、A-13、A-14)ありますので間違えないようご注意ください。  
\*A-12、A-13、A-14はホームページの「申請書」への収容番号です。
  - 別居している場合は、仕送りを実施していることが認定の必須条件です。
  - 「住民票」、「所得又は課税(非課税)証明書」、「源泉徴収票」及び「在学証明書\*1」等は写しで可能です。  
\*1.「学生証」又は「学生手帳」等の写しは不可能です。
  - 退職後の「配偶者」及び「子」又は「父・母」や「弟・妹」などの申請の際は、上記の他に書類を提出していただくことがあります。
  - 「父・母」、「祖父母」又は「義父母」の認定申請の場合、「父、祖父、義父」及び「母、祖母、義母」の両方の「生活維持実態調べ」が必要となります。